

第 101 回コーデックス連絡協議会 資料一覧

資料番号	資料名
1	議事次第
2	委員名簿
3	会場配置図
4-(1)	第 6 回 スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH) 仮議題
4-(2)	第 6 回 スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH) 主な検討課題
5-(1)	第 22 回 アジア地域調整部会 (CCASIA) 仮議題
5-(2)	第 22 回 アジア地域調整部会 (CCASIA) 主な検討課題
6-(1)	第 53 回 残留農薬部会 (CCPR) 議題
6-(2)	第 53 回 残留農薬部会 (CCPR) 概要

第101回コーデックス連絡協議会

日時：令和4年9月13日（火）

13:00～14:30

場所：中央合同庁舎4号館2階共用220会議室
（ハイブリッド開催）

議 事 次 第

1. 議題

①今後の活動について

- ・第6回 スパイス・料理用ハーブ部会（CCSCH）
- ・第22回 アジア地域調整部会（CCASIA）

②最近コーデックス委員会で検討された議題について

- ・第53回 残留農薬部会（CCPR）

2. その他

コーデックス連絡協議会委員

令和 4 年 6 月 11 日現在

(敬称略 50 音順)

あきやま ひろし 樋山 浩	星薬科大学 薬学部 薬品分析化学研究室 教授
ありた よしこ 有田 芳子	主婦連合会 常任幹事
くまがい ひ と み 熊谷 日登美	日本大学 生物資源科学部 生命化学科 教授
こばやし ゆう 小林 優	全国農業協同組合連合会 畜産総合対策部 品質・表示管理室長
すがぬま おさむ 菅沼 修	国際酪農連盟日本国内委員会事務局 事務局長
たかはし ゆうこ 高橋 裕子	一般財団法人 消費科学センター 企画運営委員
つじやま やよい 辻山 弥生	公益財団法人 日本乳業技術協会 業務執行理事
つる み かずひこ 鶴身 和彦	公益社団法人 日本食品衛生協会 公益事業部長
と べ よりこ 戸部 依子	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会会員
ひろた ひろこ 廣田 浩子	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 政策スタッフ
ほその ひでかず 細野 秀和	サントリーホールディングス株式会社 グループ品質本部品質保証推進部 専任部長
まつむら まさひこ 松村 雅彦	一般社団法人 日本食品添加物協会 常務理事
もりた ま き 森田 満樹	一般社団法人 Food Communication Compass 代表
やまぐち りゅうじ 山口 隆司	一般財団法人 食品産業センター 海外室長
わ だ まさひろ 和田 政裕	城西大学 薬学部 医療栄養学科 教授

第 101 回コーデックス連絡協議会 会場配置図

令和 4 年 9 月 13 日(火)13:00～14:30

中央合同庁舎 4 号館 2 階共用 220 会議室

事務局等

厚生労働省 佐々木補佐○
 消費者庁 清水課長○
 消費者庁 依田審議官○
 消費者庁 蟹江室長○
 熊谷委員(司会)○
 農林水産省 古田室長○

説明者予備○ 説明者○

和田委員○

柘植臨時委員○

○高橋委員

○細野委員

○森田委員

モニター

ウェブ参加委員

○穂山委員 ○菅沼委員
 ○廣田委員 ○松村委員
 ○山口委員

事務局等

FAO/WHO 合同食品規格計画 第6回スパイス・料理用ハーブ部会

日時：2022年9月26日（月）～30日（金）、10月3日（月）
バーチャル会合形式にて実施（議長国：インド）

仮議題

1	議題の採択
2	コーデックス委員会及びその他の部会からの付託事項
3	乾燥花
3.1	サフランの規格案（ステップ7）
4	乾燥種子
4.1	ナツメグの規格案（ステップ7）
5	乾燥果実
5.1	トウガラシとパプリカの規格原案（ステップ4）
5.2	カルダモンの規格原案（ステップ4）
5.3	果実に分類されるスパイスの規格原案（ステップ4）
6	乾燥根・根茎・球根
6.1	ターメリックの規格原案（ステップ4）
7	新規作業提案及びスパイス・料理用ハーブ規格のレイアウト
8	その他の事項及び今後の作業
9	次回会合の日程及び開催地
10	報告書の採択

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 6 回スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH) の主な検討議題

日時：2022 年 9 月 26 日（月）、27 日（火）、28 日（水）、29 日（木）、30 日（金）、
2022 年 10 月 3 日（月）
バーチャル会合形式にて実施（議長国：インド）

主要議題の検討内容

仮議題 3. 乾燥花

3.1 サフランの規格案（ステップ 7）

イランにより提案された作業。第 3 回会合（2017 年）において作業開始に合意した（第 40 回総会（2017 年）で承認）。

前回会合では、第 42 回総会（2019 年）で予備採択された規格案に基づいて議論した。分類については他の規格にあわせて、Grade I、II、III をそれぞれ Extra class、Grade I、II に変更することになった。化学的特性では風味の強度を示すピクロクロチンと着色の強度を示すクロシンの各値の最低値について、電子作業部会（EWG）から示された高い値を採用すべき、既存の ISO 規格で設定されている数値と整合性をとるべきで、これを上回る場合は科学的根拠が必要などの意見が出された。また、ISO 規格に近い数値を適用するため、分類に Grade III を追加する提案も出されたが、急な提案であり検討の時間が必要とのことから合意に至らなかった。物理的特性では損傷に関する上限値について様々な意見・提案が出された。そのほか、収穫国の表示については偽装の被害も生じていることから義務表示とすべきとする意見と、他の規格と同様、任意表示にすべきとする意見にわかれた。議論の結果、規格案について、最終採択に進めずステップ 7 に留め置くこととなった。合意できなかった化学的特性・物理的特性に関する箇所（Annex I、II）、分類（3.2.3）及び表示（8.3 原産国及び収穫国）についてステップ 6 のコメント依頼を行うこと、イランを議長国、ギリシャを共同議長国とする電子作業部会（EWG）を設置し、再検討することに合意した（第 44 回総会（2021 年）で承認）。

今回会合では、EWG で再検討した規格案について議論される。EWG からは、分類については、4 分類（Extra class、Grade I、II、III）を維持すること、原産国と収穫国の表示はどちらも義務表示とすることが提案されている。

（対処方針）

スパイス及び料理用ハーブの国際・国内流通・使用実態等を踏まえ対処したい。

なお、不正防止のため収穫場所の記載が必要な場合は収穫国を表示することが望ましい

と考えることから、EWG において意見を提出してきた。部会においても引き続き同様の方針で対応したい。

仮議題 4. 乾燥種子

4.1 ナツメグの規格案（ステップ 7）

（経緯）

インドネシアからの提案。第 3 回会合（2017 年）において、作業開始に合意した（第 40 回総会（2017 年）で承認）。

前回会合においては、分類について Class I、II が設定されていたが、既存の商取引の実態を考慮し削除、分類は任意とすること、また、分類して取引される場合は、付属書 I 及び II の化学的特性・物理的特性が最低要件として適用される旨記載することに合意した。その他の箇所についても概ね合意にいたったため、第 44 回総会にステップ 5 で予備採択を諮ることに合意した（第 44 回総会（2021 年）で予備採択）。さらに食品添加物、表示及び分析・サンプリング法の条項については、それぞれ食品添加物部会（CCFA）、食品表示部会（CCFL）及び分析・サンプリング法部会（CCMAS）の承認を求めることに合意した。

合意にいたらなかった化学的特性の揮発性油の含有量と酸化カルシウムの項目、また物理的特性の「目視可能なカビ、虫害、感染」の項目等の論点についてはインドネシアを議長国、インドを共同議長国とする EWG を設置し、引き続き、検討することとなった。

今回会合では、EWG で再検討した規格案について議論される。EWG からは、物理的特性の項目「目視可能なカビ、虫害、感染」に関して、熱帯の生産地での実態を考慮し、最大値として 10% が提案されている。

（対処方針）

スパイス及び料理用ハーブの国際・国内流通・使用実態等を踏まえ、対処したい。

なお、物理的特性の項目の「目視可能なカビ、虫害、感染」の基準値は、実用的で実現可能なものでなければならないとしても、食品においてカビ汚染が 10% 許容される規格には問題があると考え、EWG において、より低い基準値とすべきとする意見を提出してきたが、採用されていない。本基準値については、さらなる議論が必要と考えていることから部会において引き続き、同様の方針で対応したい。

仮議題 5. 乾燥果実

5.1 トウガラシとパプリカの規格原案（ステップ 4）

（経緯）

第 2 回会合（2015 年）において、インドからのトウガラシの規格策定提案とアルゼンチンからの乾燥パプリカの規格策定提案について、類似性が高いことから統合して一つの新規作業提案とすることに合意した。第 3 回会合（2017 年）において、作業開始に合意した（第 40 回総会（2017 年）で承認）。

前回会合において、規格原案の条項毎に議論、修正が行われ、分類については Grade I、

Ⅱ、Ⅲはそれぞれ Extra class、Grade I、Ⅱに変更された。化学的特性については辛みの指標である「スコヴィル値」と「カプサイシン含有量」が併記されていたが、多くの国が「スコヴィル値」を支持し、「カプサイシン含有量」は削除された。その他、物理的、化学的特性とも各項目の適用値について様々な意見が出され、新たな値も提案されたが、再検討されることとなった。なお、提案された値については科学的正当性を示すデータを必要に応じて情報提供することとなった。そのため、本規格原案をステップ 2/3 に差し戻し、インドを議長国とする EWG を設置し、引き続き検討することとなった。また、作業期限を今回会場まで延長するよう第 44 回総会に要請することに合意した(第 44 回総会(2021 年)で承認)。

今回会場では、EWG で再検討した規格原案について議論される。

(対処方針)

スパイス及び料理用ハーブの国際・国内流通・使用実態等を踏まえ対処したい。

なお、化学的特性の項目の水分含量の最大値に関し、EWG では合意にいたらず、11%と 12% の案が併記されているが、衛生的な観点から、より少ない値が望ましいため、少なくとも 11%。もしくはそれ以下の値を支持することとしたい。「スコヴィル値」についても EWG において合意にいたらず、両論併記されているが、トウガラシとパプリカを明確に区分するため、低い値(450)を支持することとしたい。また、物理的特性については、両論もしくは三論併記されている上限値は、それぞれ低い数値を支持することとしたい。

5.2 カルダモンの規格原案(ステップ 4)

(経緯)

第 5 回会合(2021 年)において、インド及びイランからカルダモンの規格の策定について提案があり、議論の結果、作業開始に合意した(第 44 回総会(2021 年)で承認)。また、インドを議長国、イランを共同議長国とする EWG を設置して規格原案の検討を行うことに合意した。

今回会場では、EWG が検討した規格原案について議論される。

(対処方針)

スパイス及び料理用ハーブの国際・国内流通・使用実態等を踏まえ対処したい。

規格値については、今回が議論を行う初めての会合であり、様々な議論が予想されるが、本スパイスの特性にあった適切な値となるよう対処したい。また、異物関連の規格値については、実態を踏まえてできるだけ低値を支持することとしたい。

5.3 果実に分類されるスパイスの規格原案(ステップ 4)

(経緯)

第 5 回会合(2021 年)において、米国から植物の部位により果実に分類されるスパイスのグループ(オールスパイス、ジュニパーベリー、スターアニス、バニラ)の規格の策定

について提案があり、議論の結果、作業開始に合意した（第 44 回総会（2021 年）で承認）。また、米国を議長国、インドを共同議長国とする EWG を設置して規格原案の検討を行うことに合意した。

今回合合では、EWG が検討した規格原案について議論される。

（対処方針）

スパイス及び料理用ハーブの国際・国内流通・使用実態等を踏まえ対処したい。

各規格値については、今回が議論を行う初めての合合であり、様々な議論が予想されるが、各スパイスの特性にあった適切な値となるよう対処したい。

仮議題 6. 乾燥根・根茎・球根

6.1 ターメリックの規格案（ステップ 4）

（経緯）

第 5 回合合（2021 年）において、インドからターメリックの規格の策定について提案があり、議論の結果、作業開始に合意した（第 44 回総会（2021 年）で承認）。また、イランを議長国、インドを共同議長国とする EWG を設置して規格原案の検討を行うことに合意した。

今回合合では、EWG が検討した規格原案について議論される。

（対処方針）

スパイス及び料理用ハーブの国際・国内流通・使用実態等を踏まえ対処したい。

各規格値については、今回が議論を行う初めての合合であり、様々な議論が予想されるが、各スパイスの特性にあった適切な値となるよう対処したい。また、規格値案の中では、異物関連については、まだ高いと思われるものも存在するので、可能な限り低い値を支持することとしたい。

仮議題 7. 新規作業提案及びスパイス・料理用ハーブ規格のレイアウト

（経緯）

第 5 回合合（2021 年）において、スパイス・料理用ハーブ規格のレイアウトについては有志による作業グループにおいて作業が行われることが合意された。

（対処方針）

規格のレイアウト案は、これまで個別で議論されてきた規格項目をできるだけ網羅し統一するように設定されていることから特に反対する点はない。ただし、付属書で取り上げられているスパイスの種類と学名については一部正確な記載となっていないため、今後の議論のなかで追加や削除などが議論されると想定されることから、注視したい。

また、これまでの規格検討で、哺乳類の排泄物、カビの被害、虫食い等についての欠陥については現状避けられないものとして規格値を設定しているが、ゼロトレランスを支持

する意見も多くあり、基準値の設定については様々な議論がされると思われることから、哺乳類の排泄物、カビの被害、虫食い等の規格値については、可能な限り低値を支持することとしたい。

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 22 回アジア地域調整部会

日時：2022 年 10 月 12 日（水）～18 日（火）、報告書採択 21 日（金）

方法：バーチャル会合形式（議長国：中国）

仮議題

1	議題の採択
2	基調講演－地域の食品安全における新たな課題
3	各国における食品の安全及び品質に関する状況：ベターノーマルに向けて：パンデミックから得られた教訓と意見
4	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
5	地域に関連するコーデックスの作業
6	コーデックス戦略計画 2020-2025 の実施のモニタリング
7	バチルス属 (<i>Bacillus species</i>) を使って発酵させた大豆製品の地域規格原案（ステップ 4）
8	急速冷凍餃子の地域規格原案（ステップ 4）
9	「植物の葉で包んだ調理米 (cooked rice wrapped in plant leaves)」の地域規格原案（ステップ 4）
10	アジア地域調整国及びメンバー国それぞれの役割と作業手順を示した「標準作業手順書 (SOP)」に関する討議文書
11	乳製品を原材料とする伝統菓子の地域規格の策定提案
12	地域調整国の指名
13	その他の事項
14	次回会合の日程及び開催地
15	報告書の採択

第 22 回アジア地域調整部会（CCASIA）の主な検討議題

日時：2022 年 10 月 12 日（水）～18 日（火）、報告書採択 21 日（金）

方法：バーチャル会合形式（議長国：中国）

主要議題の検討内容仮議題 2. 基調講演－地域の食品安全における新たな課題

（対処方針）

現時点では資料未達である。情報収集に努め適宜対処したい。

仮議題 3. 各国における食品の安全及び品質に関する状況：ベターノーマルに向けて：パンデミックから得られた教訓と意見

現時点で資料未達である。今次会合に先立ち、コーデックス事務局により、パンデミック下での各国の食品安全の状況を大まかに把握するためのサーベイ（FAO・WHO 地域事務所が開発）が実施された。

（対処方針）

各国の意見を聴取し、適宜対処したい。

仮議題 4. コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

総会及び他部会からの付託事項についてコーデックス事務局より報告される。

主要な議題は以下のとおり。

コーデックス 60 周年

2023 年にコーデックス 60 周年を迎えることから、メンバー及びオブザーバーは、60 周年の機会をとらえてコーデックスの知名度を高める活動を計画することや、コーデックスへのハイレベルな政治的サポートを得ること、地域でのイベントを開催することが推奨されている。

（対処方針）

我が国の検討状況を情報共有することとしたい。また、各国や地域のイベント等について情報収集に努め、適宜対処したい。

執行委員会等における議論への貢献

メンバー及びオブザーバーは、ジルパテロール塩酸塩の最大残留基準値（MRL）に関して議長及び副議長との非公式協議に参加することや、科学の役割に関する原則文の適用、コーデックスの将来の青写真、新たな食料源と生産システム、コーデックス規格の利用に関するモニタリング等の執行委員会の議論に、地域調整国を通じて、または CCASIA での議論や回付文書への回答を通じて貢献することが推奨されている。

(対処方針)

我が国は、現在、執行委員会のメンバーとして、コーデックス委員会全体の利益に貢献する立場で執行委員会の議論に参加している。一方、執行委員会において、アジア地域の意見は、アジア地域調整国が事前にとりまとめ、発言するが、他地域に比べて意見の表明が少ない傾向がある。執行委員会がコーデックス委員会の執行機関としてより有益な議論を行うことができるよう、どのような点が執行委員会の議論への貢献の障壁となっているかも含め各国の意見を聴取し、適宜対処したい。

ジルパテロール塩酸塩の MRL に関し、本年 8 月、アジア地域を対象にした非公式協議が開催された（我が国も参加）。その後の進展に関するコーデックス事務局からの情報及び各国の意見を聴取し、科学的根拠に則って検討が行われるべきという立場で適宜対処したい。

卸売用食品の容器の表示に関する一般規格（第 44 回総会からの付託事項）

第 44 回総会（2021 年 11-12 月）において、卸売用食品の容器の表示に関する一般規格が最終採択されたことに伴い、関係するアジア地域規格の卸売用食品の表示条項の見直しについて議論される予定。

(対処方針)

「卸売用食品の容器の表示に関する一般規格」が適切に参照されるよう対応したい。

仮議題 5. 地域に関連するコーデックスの作業

今次会合に先立ち、地域調整国の中国より、各国の部会等への参加状況、関心のある議題、バーチャル会合に関する意見等についてのサーベイが実施された。今次会合ではサーベイの結果を踏まえて議論される見込み。

(対処方針)

現時点で資料未達である。各国の意見を聴取し、適宜対処したい。

仮議題 6. コーデックス戦略計画 2020-2025 の実施のモニタリング

(対処方針)

現時点で資料未達である。前回会合において取りまとめた、コーデックス戦略計画 2020-2025 のうちアジア地域が優先的に取り組む事項、及びそれらの達成に向けて実施すべき活動に関し、実施状況が議論される見込み。適宜対処したい。

仮議題 7. バチルス属 (*Bacillus species*) を使って発酵させた大豆製品の地域規格原案 (ステップ 4)

第 19 回 CCASIA（2014 年 11 月）において、我が国は、納豆のアジア地域規格の策定に関する新規作業を次回会合で具体的に議論したい旨提案した。¹

他国から、アジア地域における類似の大豆発酵食品も含めた地域規格の策定への要望が

¹ 第 19 回 CCASIA 報告（第 61 回コーデックス連絡協議会資料 <https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/61.html>）

寄せられたことを受けて、第 20 回 CCASIA (2016 年 9 月) においては、納豆単独ではなく、枯草菌 (*Bacillus subtilis*) を使って発酵するアジア地域における類似の大豆発酵食品を対象とする包括的な地域規格の作成を提案した。議論の結果、関心国と協力して、次回会合に再提案することになった。²

第 20 回 CCASIA 後、我が国は、関心国（ブータン、中国、インド、インドネシア、ネパール、韓国、タイ）とともに非公式な電子作業部会（EWG）を設置し、提案内容を再検討した。その結果、類似の製品をより包括するため、発酵を行う微生物を枯草菌に限定せず、「バチルス属 (*Bacillus species*) を使って発酵させた大豆製品」を対象とする地域規格の作成を提案することになった。

第 21 回 CCASIA (2019 年 9 月) では、アジア地域の多くの加盟国が提案を支持し、第 43 回総会に新規作業の承認を諮ることに合意し、日本を議長とする EWG を設置し、次回会合で議論する規格原案を作成することになった。³ 新規作業提案は、第 43 回総会 (2020 年 9-11 月) において承認された。

EWG での主な議論は以下のとおり。

- ・規格の対象について、第 21 回 CCASIA では、納豆（日本の製品）、チョングッチャン（韓国の製品）、トウチ（中国の製品）、キネマ（ネパールの製品）、トゥア・ナオ・サー（タイの製品）を含めることになっていた。しかし、中国よりトウチの多くはバチルス属 (*Bacillus species*) による発酵ではないとの意見があり、規格の対象からトウチを除外した。また、トゥア・ナオ・サーについて、タイより、より幅広い製品をカバーしたいとの要望があり、トゥア・ナオに変更した。
- ・各分類（納豆、チョングッチャン、トゥア・ナオ）ごとに、任意の原材料や品質基準を規格原案中に記載したが、EWG にネパールからの参加がなかったため、キネマについてはこれらは記載しないこととした。
- ・第 21 回 CCASIA において「バチルス属」には食中毒菌もあるとの懸念が表明されていたことを踏まえ、基本原材料のバチルス属の条項に、病原性がなく毒素を生産しない旨を記載した。
- ・分析法に関し、日本及び韓国から妥当性確認結果が提出され、討議文書に添付された。
- ・その他に、卸売用食品の容器の表示、分析・サンプリング法、重量及び測定方法等について参加国からの意見等を踏まえて規格原案に記載した。重量及び測定方法等については、製品の容器には様々な形態があり、発酵や保存中に重量変化があり得ることから、詳細は今国会合で検討することとした。

今国会合前に、日本を議長とするバーチャル作業部会（VWG）を開催（10 月 6 日の予定）し、EWG から提出した規格原案に関し、ステップ 3 での加盟国からのコメントも踏まえて、議論を行う予定。

² 第 20 回 CCASIA 報告（第 72 回コーデックス連絡協議会資料 <https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/72.html>）

³ 第 21 回 CCASIA 報告（第 90 回コーデックス連絡協議会資料 <https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/90.html>）

(対処方針)

VWG では、議長として加盟国の意見を踏まえて、重量及び測定方法に関する条項等を取りまとめたい。

今次会合では、必要に応じて EWG 及び VWG における検討経緯の説明等を行い、第 45 回総会（2022 年 11-12 月予定）にてステップ 5/8 で最終採択を諮ることに合意を得られるよう対応したい。

仮議題 8. 急速冷凍餃子の地域規格原案（ステップ 4）

第 20 回 CCASIA（2016 年 9 月）に中国が急速冷凍餃子(Jiaozi)の地域規格策定の新規作業を提案。²第 21 回 CCASIA（2019 年 9 月）に中国が修正したプロジェクトドキュメントを再提出し議論が行われた。³日本、タイ及びインドネシアからの意見により、規格の名称から中国での呼称である「Jiaozi」が削除された。その他にいくつかの修正を加えた上で、第 43 回総会に新規作業の承認を諮ることに合意し、中国を議長とする EWG を設置し、次回会合で議論する規格原案を作成することになった。新規作業提案は、第 43 回総会（2020 年 9-11 月）において承認された。但し、第 79 回執行委員会（2020 年 7 月）から、製品の定義をより具体的にし、地域内で貿易されている製品を対象とした地域規格にすべき旨勧告されている。

EWG での主な議論は以下のとおり。

- ・製品の定義について、より包括的な規格となるよう検討が行われた。
- ・冷凍の工程が重要であることから、他のコーデックス規格と同様に「工程の定義」の項目が追加された。
- ・製品の種類、必須構成成分および品質要件について、参加国からのコメントを踏まえ、包括的な規格となるよう検討が行われた。
- ・品質基準のうち、餃子の具材の割合については、当初、充填比率 35%以上が提案されていた。我が国からは、今後の商品展開等を考慮し 20%以上とすることを提案したが、反映されなかった。そのため、改めて市場流通している製品の実態を踏まえ 30%以上とするよう提案した。韓国からも 35%より低くすべきまたはこの部分は削除すべきとのコメントがあり、規格原案には 30%以上と記載されることとなった。
- ・食品添加物条項については、参加国より市場流通している製品の実態等を踏まえてコメントが提出された。使用できる食品添加物に柔軟性を持たせるため、食品添加物の一般規格（GSFA）を参照する記載が追加された。我が国も、コーデックスにおける食品添加物の用途への合致、INS 番号の有無等について精査・確認をした上で、規格に記載すべき食品添加物についてコメントを提出した。

今次会合前に、中国を議長とするバーチャル作業部会（VWG）を開催し、EWG から提出した規格原案に関し、ステップ 3 での加盟国からのコメントも踏まえて、議論を行う予定。

(対処方針)

我が国における流通及び貿易に支障が生じないように対処したい。

具材の割合（充填比率）については、規格原案では市場流通の実態等を踏まえて我が国が提案した比率（30%以上）が反映されており、これが維持されるよう対応したい。

仮議題 9. 「植物の葉で包んだ調理米 (cooked rice wrapped in plant leaves)」の地域規格原案（ステップ 4）

第 20 回 CCASIA（2016 年 9 月）に中国がちまき (Zongzi) の地域規格の新規作業を提案。第 20 回部会では、実施規範の策定の検討も提案されていたが、² 第 21 回部会（2019 年 9 月）において、中国は、国際的な貿易障壁の撤廃に実施規範のみで対応するのは困難として、修正したプロジェクトドキュメントを再提出し議論が行われた。

第 21 回部会（2019 年 9 月）において、日本は、規格の対象に関する包括性や規格化への適正 (Amenability) に関し、懸念を表明したが、新規作業を開始することについては多くの国が支持した。規格の名称には、中国での呼称である「Zongzi」ではなく一般的な用語を使用することとなり、「植物の葉で包んだ調理米 (cooked rice wrapped in plant leaves)」が採用された。プロジェクトドキュメントにいくつかの修正を加えた上で、第 43 回総会に新規作業の承認を諮ることに合意し、中国を議長とする EWG を設置し、次回会合で議論する規格原案を作成することになった。³ 第 43 回総会にて新規作業が承認された。

EWG での主な議論は以下のとおり。

- ・製品の定義について、より包括的な規格となるよう検討が行われた。
- ・冷凍の工程が重要であることから、他のコーデックス規格と同様に「工程の定義」の項目が追加された。
- ・品質基準にあった水分含量については、この規格の製品は殺菌され冷凍されている製品であるため、水分含量の規定をする必要はないとのコメントがあり、削除された。
- ・食品添加物については、使用できる食品添加物に柔軟性を持たせるため、食品添加物の一般規格 (GSFA) を参照する記載となった。

今次会合前に、中国を議長とするバーチャル作業部会 (VWG) を開催し、EWG から提出した規格原案に関し、ステップ 3 での加盟国からのコメントも踏まえて、議論を行う予定。

(対処方針)

我が国では、当該規格に合致する製品の輸出は確認されていないものの、規格の範囲には和菓子ちまき等が含まれるため、国内生産に影響のないよう注視するとの姿勢で EWG に対応してきたところ。今次会合でも同様に対応したい。

仮議題 10. アジア地域調整国及びメンバー国それぞれの役割と作業手順を示した「標準作業手順書 (SOP)」に関する討議文書

第 20 回 CCASIA（2016 年 9 月）に、インドが提案し、SOP 案を作成することが合意された。²

第 21 回 CCASIA（2019 年 9 月）において、インドより、アジア地域調整国及びメンバー国それぞれの役割と作業手順を示した SOP 案が提示された。SOP の位置づけとして、アジ

ア地域内の協調を強化させるためのものであり、公式のコーデックス文書や手続きマニュアルの一部にすることは意図していないとの説明があった。多くの国が SOP 案を支持しつつも、内容は引き続き検討が必要との意見を表明した。議論の結果、CCASIA 内で本 SOP を使用することに合意したが、さらに内容を検討するため、インドを議長とする EWG を設置し本 SOP 改定作業を進めることに合意した。³ EWG の 1 回目の意見照会では、日本とタイしかコメントしていない状況。

(対処方針)

現時点では資料未達である。本 SOP は、公式のコーデックス文書や手続きマニュアルの一部にすることは意図していないとしており、また EWG でインドから回付された案では、アジア地域調整国及びメンバー国の役割と作業手順は任意で行うものとして記載しているが、アジア地域調整国及びメンバー国への負担が大きいと思われる内容や、Codex の枠組みで取組むべきか疑問のある内容が含まれることから、今回の会合においてさらに検討を行った上で、アジア地域メンバーにとって実現可能で有用な SOP となるよう対処したい。

仮議題 11. 乳製品を原材料とする伝統菓子の地域規格の策定提案

第 21 回 CCASIA (2019 年 9 月)において、インドより、ミタイ (mithai) と呼ばれるインド固有の伝統菓子に関する地域規格の策定の新規作業が提案された。しかしながら、当該提案に関する議場配布文書 (CRD) の提出が部会開催中であったことから、日本をはじめ複数の国々が、本国での十分な検討の時間が必要であること、また他の地域規格策定の議論でも指摘されたように、包括的な規格にすべきことを指摘した。インドは、今次会合に、地域で貿易されている地域の類似製品を含む包括的な規格を再提案することになった。³

(対処方針)

現時点では資料未達である。地域の類似製品を含む包括的な規格となるよう適宜対処したい。

仮議題 12. 地域調整国の指名

現在、第 43 回総会 (2020 年 9-11 月)において任命された中国が、アジア地域調整国を務めている。地域調整国は連続して 2 期務めることが可能であり、中国の 1 期目の任期は第 45 回総会 (2022 年 11-12 月予定) で終了するが、中国より地域調整国を退くとの意思表示はされておらず、もう 1 期務める意向と考えられる。

(対処方針)

中国より続投の意思が表明されれば支持したい。

仮議題 13. その他の事項

(対処方針)

現時点では資料未達である。適宜対処したい。

第22回アジア地域調整部会（CCASIA） について

消費・安全局食品安全政策課

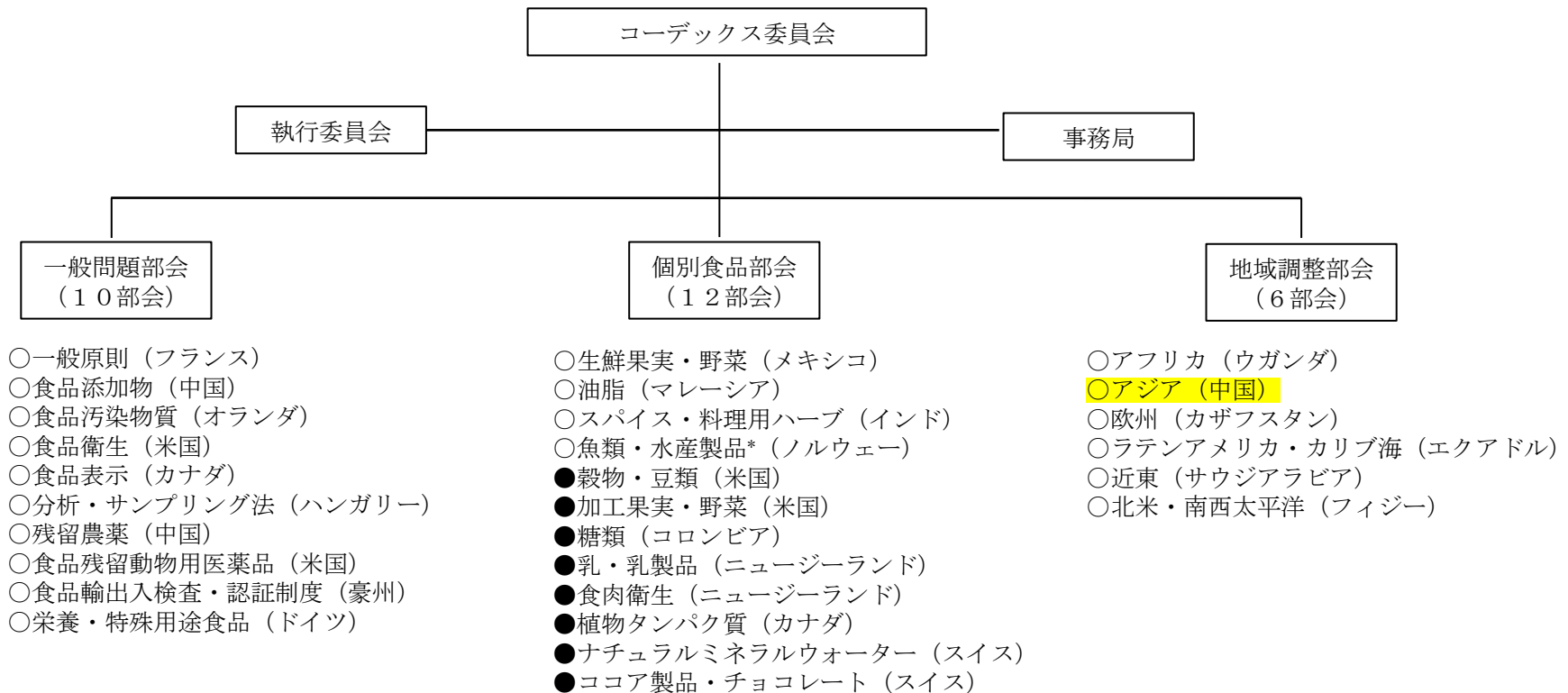
令和4年9月13日

農林水産省

コーデックス委員会

農林水産省
消費・安全局

2022年4月時点



注)

- 印の部会は、休会中。
- *印の部会は、Working by Correspondence (対面での会合以外での作業)。
- () 内の国は、ホスト国名。
- 執行委員会は、議長、3 副議長、6 地域調整国 (アフリカ、アジア、欧州、ラテンアメリカ・カリブ海、近東、北米・南西太平洋) 及び 7 地域代表 (アフリカ、アジア、欧州、ラテンアメリカ・カリブ海、近東、北米、南西太平洋) で構成。第42回総会 (2019年7月) 及び第44回総会 (2021年11-12月) において、日本はアジア地域代表に選出された (任期は2023年総会まで)。

- ・地域の食品規格や食品管理に関する課題やニーズを明らかにするための議論
- ・食品管理等に関する情報交換
- ・地域にとって重要なコーデックス委員会の作業についての議論
- ・メンバーによるコーデックス規格利用促進のための議論
- ・地域規格の策定 等

詳細は以下を参照

- ・The Codex Regions <https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/committees/codex-regions/en/>
- ・Codex procedural manual Section V

- ・もっぱら地域内で流通する食品に関する規格
- ・地域規格から国際規格への変更はルール上可能

国際規格への変更が新規作業として承認されれば関連の部会で作業

(例、チリソース及びコチュジャンは、アジア地域規格になった後、加工果実・野菜部会(CCPFV)にて国際規格への作業)

CCASIA22の議題のうち、地域規格に関連するものは仮議題 7、8、9、11

(参考：アジア地域規格一覧)

- ・ 発酵大豆ペーストの地域規格
- ・ チリソースの地域規格 (→国際規格)
- ・ テンペの地域規格
- ・ 非発酵性大豆製品の地域規格
- ・ 海苔製品の地域規格
- ・ さご椰子粉の地域規格
- ・ コチュジャンの地域規格 (→国際規格)

- ・ 路上販売の地域衛生実施規範
- ・ コーデックスコンタクトポイントとコーデックス国内委員会の地域ガイドライン

第22回アジア地域調整部会（CCASIA）

農林水産省
消費・安全局

日程：（本会合）10月12日(水)～14日(金)、17日(月)、18(火)
（レポート採択）10月21日(金)

日本時間16時～19時

開催形式：バーチャル会合（Zoom）

第22回アジア地域調整部会（CCASIA）仮議題

1	議題の採択
2	基調講演－地域の食品安全における新たな課題
3	各国における食品の安全及び品質に関する状況：ベターノーマルに向けて：パンデミックから得られた教訓と意見
4	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
5	地域に関連するコーデックスの作業
6	コーデックス戦略計画2020-2025の実施のモニタリング
7	バチルス属（ <i>Bacillus species</i> ）を使って発酵させた大豆製品の地域規格原案（ステップ4）
8	急速冷凍餃子の地域規格原案（ステップ4）
9	「植物の葉で包んだ調理米（cooked rice wrapped in plant leaves）」の地域規格原案（ステップ4）
10	アジア地域調整国及びメンバー国それぞれの役割と作業手順を示した「標準作業手順書（SOP）」に関する討議文書
11	乳製品を原材料とする伝統菓子の地域規格の策定提案
12	地域調整国の指名
13	その他の事項
14	次回会合の日程及び開催地
15	報告書の採択

各国における食品の安全及び品質に関する状況 ベターノーマルに向けて：パンデミックから得られた教訓と意見

資料未達。

今次会合に先立ち、コーデックス事務局により、パンデミック下での各国の食品安全の状況を大まかに把握するためのサーベイ（FAO・WHO地域事務所が開発）が実施された。

（対処方針）

各国の意見を聴取し、適宜対処したい。

総会及び他部会からの付託事項についてコーデックス事務局より報告される。主要な議題は以下のとおり。

コーデックス60周年

2023年にコーデックス60周年を迎えることから、メンバー及びオブザーバーは、60周年の機会をとらえてコーデックスの知名度を高める活動を計画することや、コーデックスへのハイレベルな政治的サポートを得ること、地域でのイベントを開催することが推奨されている。

(対処方針)

我が国の検討状況を情報共有することとしたい。また、各国や地域のイベント等について情報収集に努め、適宜対処したい。

執行委員会等における議論への貢献

ジルパテロール塩酸塩の最大残留基準値（MRL）に関して議長及び副議長との非公式協議に参加すること、科学の役割に関する原則文の適用、コーデックスの将来の青写真、新たな食料源と生産システム、コーデックス規格の利用に関するモニタリング等の執行委員会の議論に、地域調整国を通じて、またはCCASIAでの議論や回付文書への回答を通じて貢献することが推奨されている。

（対処方針）

我が国は、現在、執行委員会のメンバーとして、コーデックス委員会全体の利益に貢献する立場で執行委員会の議論に参加。一方、執行委員会において、アジア地域の意見は、アジア地域調整国が事前にとりまとめ、発言するが、他地域に比べて意見の表明が少ない傾向。執行委員会がコーデックス委員会の執行機関としてより有益な議論を行うことができるよう、どのような点が執行委員会の議論への貢献の障壁となっているかも含め各国の意見を聴取し、適宜対処したい。

ジルパテロール塩酸塩のMRLに関し、本年8月、アジア地域を対象にした非公式協議が開催された（我が国も参加）。その後の進展に関するコーデックス事務局からの情報及び各国の意見を聴取し、科学的根拠に則って検討が行われるべきという立場で適宜対処したい。

卸売用食品の容器の表示に関する一般規格（第44回総会からの付託事項）

第44回総会（2021年11-12月）において、卸売用食品の容器の表示に関する一般規格が最終採択されたことに伴い、関係するアジア地域規格の卸売用食品の表示条項の見直しについて議論される予定。

（対処方針）

「卸売用食品の容器の表示に関する一般規格」が適切に参照されるよう対応したい。

今次会合に先立ち、地域調整国の中国より、各国の部会等への参加状況、関心のある議題、バーチャル会合に関する意見等についてのサーベイが実施された。今次会合ではサーベイの結果を踏まえて議論される見込み。

(対処方針)

現時点で資料未達である。各国の意見を聴取し、適宜対処したい。

(対処方針)

現時点で資料未達である。

前回会合において取りまとめた、コーデックス戦略計画2020-2025のうちアジア地域が優先的に取組む事項及びそれらの達成に向けて実施すべき活動に関し、実施状況が議論される見込み。
適宜対処したい。

仮議題7 バチルス属 (*Bacillus species*) を使って発酵させた大豆製品の地域規格原案

【経緯】

第19回CCASIA（2014年11月）

我が国から新規作業として次回会合で議論したい旨提案

他国から、アジア地域における類似の大豆発酵食品も含めた地域規格の策定への要望

第20回CCASIA（2016年9月）、納豆単独ではなく、枯草菌(*Bacillus subtilis*)を使って発酵する類似の大豆発酵食品を対象とする包括的な地域規格の作成を提案

第20回CCASIA後、非公式な電子作業部会（EWG）にて提案内容を再検討
（議長：日本、参加国：ブータン、中国、インド、インドネシア、ネパール、韓国、タイ）

その結果、類似の製品をより包括するため、発酵を行う微生物を枯草菌に限定せず、「バチルス属 (*Bacillus species*) を使って発酵させた大豆製品」を対象とする地域規格の作成を提案することに。

第21回CCASIA（2019年9月）では、アジア地域の多くの加盟国が提案を支持
第43 回総会（2020年9-11月）において新規作業として承認

仮議題7 バチルス属 (*Bacillus species*) を使って発酵させた大豆製品の地域規格原案

【EWGでの主な議論】

議長：日本、参加国：中国、インドネシア、マレーシア、韓国、タイ、ベトナム
オブザーバー：フランス、ナイジェリア、ウガンダ

- ・トウチ（中国の製品）について、中国より、多くはバチルス属による発酵ではないとの意見
→規格の対象からトウチを除外
- ・トウア・ナオ・サー（タイの製品）について、タイより、より幅広い製品をカバーするため変更希望
→トウア・ナオに
- ・EWGにネパールからの参加がなかった
→キネマ（ネパールの製品）については任意の原材料や品質基準等の記載はなし
- ・第21回CCASIAにおいて「バチルス属」には食中毒菌もあるとの懸念
→バチルス属の条項に、病原性がなく毒素を生産しない旨を記載
- ・日本及び韓国から分析法の妥当性確認結果の提出→規格原案に添付
- ・卸売用食品の容器の表示、分析・サンプリング法、重量及び測定方法等について参加国からの意見等を踏まえて規格原案に記載。重量及び測定方法等については、製品の容器には様々な形態があり、発酵や保存中に重量変化があり得ることから、詳細は今次会合で検討することとした。

仮議題7 バチルス属（*Bacillus species*）を使って発酵させた大豆製品の地域規格原案

今次会合前（10月6日）に、日本を議長とするバーチャル作業部会（VWG）を開催

EWGから提出した規格原案に関し、ステップ3での加盟国からのコメントも踏まえて、議論を行う予定

（対処方針）

VWGでは、議長として加盟国の意見を踏まえて、重量及び測定方法に関する条項等を取りまとめたい。

今次会合では、必要に応じてEWG及びVWGにおける検討経緯の説明等を行い、第45回総会（2022年11-12月予定）にてステップ5/8で最終採択を諮ることに合意を得られるよう対応したい。

仮議題8 急速冷凍餃子の地域規格原案

【経緯】

第20回CCASIA（2016年9月）

中国が急速冷凍餃子(Jiaozi)の地域規格策定の新規作業を提案

第21回CCASIA（2019年9月）

中国が修正したプロジェクトドキュメントを再提出

日本、タイ及びインドネシアからの意見により、規格の名称から中国での呼称である「Jiaozi」が削除。その他いくつかの修正

第43回総会に新規作業の承認を諮ることに合意

中国を議長とするEWGを設置し、次回会合で議論する規格原案を作成することになった

新規作業提案は、第43 回総会（2020年9-11月）において承認

（但し、第 79 回執行委員会（2020年7月）から、製品の定義をより具体的にし、地域内で貿易されている製品を対象とした地域規格にすべき旨勧告されている。）

仮議題8 急速冷凍餃子の地域規格原案

【EWGでの主な議論】

議長：中国、参加国：日本、韓国、シンガポール、タイ、米国、ポーランド
オブザーバー：IFFA（International Frozen Foods Association）

- ・製品の定義について、より包括的な規格となるよう検討
- ・冷凍工程が重要であることから、他の規格と同様に「工程の定義」の項目が追加された。
- ・製品の種類、必須構成成分および品質要件について、包括的な規格となるよう検討。
- ・餃子の具材の割合について
当初、充填比率35%以上が提案
我が国からは、今後の商品展開等を考慮し20%以上とすることを提案したが、反映されなかった。改めて、市場流通している製品の実態を踏まえ30%以上とするよう提案した。韓国からも35%より低くすべきまたはこの部分は削除すべきとのコメントがあり、規格原案には30%以上と記載
- ・食品添加物条項については、参加国が実態等を踏まえてコメント提出
柔軟性を持たせるため、食品添加物の一般規格（GSFA）を参照する記載が追加された

仮議題8 急速冷凍餃子の地域規格原案

今次会合前（9月23日）に、中国を議長とするバーチャル作業部会（VWG）を開催

EWGから提出した規格原案に関し、ステップ3での加盟国からのコメントも踏まえて、議論を行う予定

（対処方針）

我が国における流通及び貿易に支障が生じないように対処したい。

具材の割合（充填比率）については、規格原案では市場流通の実態等を踏まえて我が国が提案した比率（30%以上）が反映されており、これが維持されるよう対応したい。

仮議題9 「植物の葉で包んだ調理米（cooked rice wrapped in plant leaves）」の地域規格原案

第20回CCASIA（2016年9月）

中国がちまき(Zongzi)の地域規格の新規作業を提案

第20回CCASIAでは、実施規範の策定の検討も提案されていたが、第21回部会（2019年9月）において、中国は、国際的な貿易障壁の撤廃に実施規範のみで対応するのは困難として、修正したプロジェクトドキュメントを再提出

第21回CCASIA（2019年9月）において、日本は、規格の対象に関する包括性や規格化への適正（Amenability）に関し、懸念を表明したが、新規作業を開始することについては多くの国が支持

規格の名称には、中国での呼称である「Zongzi」ではなく、一般的な用語を使用することとなり、「植物の葉で包んだ調理米（cooked rice wrapped in plant leaves）」が採用

プロジェクトドキュメントを修正を加え、第43回総会に新規作業の承認を諮ることに合意
第43 回総会にて新規作業が承認

仮議題9 「植物の葉で包んだ調理米（cooked rice wrapped in plant leaves）」の地域規格原案

【EWGでの主な議論】

議長：中国、参加国：インドネシア、日本、韓国、タイ、米国
オブザーバー：IFFA（International Frozen Foods Association）

- ・製品の定義について、より包括的な規格となるよう検討が行われた。
- ・冷凍の工程が重要であることから、他のコーデックス規格と同様に「工程の定義」の項目が追加された。
- ・品質基準にあった水分含量については、この規格の製品は殺菌され冷凍されている製品であるため、水分含量の規定をする必要はないとのコメントがあり、削除された。
- ・食品添加物については、使用できる食品添加物に柔軟性を持たせるため、食品添加物の一般規格（GSFA）を参照する記載となった。

今次会合前に、中国を議長とするバーチャル作業部会（VWG）を開催し、EWGから提出した規格原案に関し、ステップ3での加盟国からのコメントも踏まえて、議論を行う予定。

（対処方針）

我が国では、当該規格に合致する製品の輸出は確認されていないものの、規格の範囲には和菓子ちまきが含まれるため、国内生産に影響のないよう注視するとの姿勢でEWGに対応してきたところ。今次会合でも同様に対応したい。

アジア地域調整国及びメンバー国それぞれの役割と作業手順を示した「標準作業手順書（SOP）」に関する討議文書

第20回CCASIA（2016年9月）
インドが提案し、SOP案を作成に合意

第21回CCASIA（2019年9月）
インドより、SOP案が提示された。SOPの位置づけとして、アジア地域内の協調を強化させるためのものであり、公式のコーデックス文書や手続きマニュアルの一部にすることは意図していないとの説明があった。
多くの国がSOP案を支持しつつも、内容は引き続き検討が必要との意見。

議論の結果、CCASIA内で本SOPを使用することに合意したが、さらに内容を検討するため、インドを議長とするEWGを設置し本SOP改定作業を進めることに合意した。

EWGの1回目の意見照会では、日本とタイしかコメントしていない状況。

アジア地域調整国及びメンバー国それぞれの役割と作業手順を示した「標準作業手順書（SOP）」に関する討議文書

（対処方針）

現時点では資料未達である。

本SOPは、公式のコーデックス文書や手続きマニュアルの一部にすることは意図していないとしており、またEWGでインドから回付された案では、アジア地域調整国及びメンバー国の役割と作業手順は任意で行うものとして記載しているが、アジア地域調整国及びメンバー国への負担が大きいと思われる内容や、CCASIAの枠組みで取組むべきか疑問のある内容が含まれることから、今回の会合においてさらに検討を行った上で、アジア地域メンバーにとって実現可能で有用なSOPとなるよう対処したい。

仮議題11 乳製品を原材料とする伝統菓子の地域規格の策定提案

第21回CCASIA（2019年9月）

インドが、ミタイ（mithai）と呼ばれるインド固有の伝統菓子に関する地域規格の策定の新規作業を提案

当該提案に関する議場配布文書（CRD）の提出がCCASIA開催中であったことから、日本をはじめ複数の国々が、本国での十分な検討の時間が必要であること、また他の地域規格策定の議論でも指摘されたように、包括的な規格にすべきことを指摘した。

インドは、今次会合に、地域で貿易されている地域の類似製品を含む包括的な規格を再提案することになった。

（対処方針）

現時点では資料未達である。地域の類似製品を含む包括的な規格となるよう適宜対処したい。

仮議題12 地域調整国の指名

現在、第43回総会(2020年9-11月)において任命された中国が、アジア地域調整国を務めている。

地域調整国は連続して2期務めることが可能であり、中国の1期目の任期は第45回総会（2022年11-12月予定）で終了。

中国より地域調整国を退くとの意思表示はされておらず、もう1期務める意向と考えられる。

(対処方針)

中国より続投の意思が表明されれば支持したい。

仮議題13 その他の事項

(対処方針)

現時点では資料未達である。適宜対処したい。

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 53 回残留農薬部会

日時：(本会合) 2022 年 7 月 4 日 (月) ～7 月 8 日 (金)

(報告書採択) 7 月 13 日 (水)

バーチャル会合形式 (Zoom) にて実施 (議長国：中国)

議題

1	議題の採択
2	報告者の選任
3	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
4(a)	FAO/WHO からの関心事項
4(b)	その他国際機関からの関心事項
5(a)	2021 年 FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議 (JMPR) における一般的検討事項の報告
5(b)	コーデックス残留農薬部会 (CCPR) で生じた特定の懸案に対する 2021 年 JMPR の回答
6	食品又は飼料中の農薬最大残留基準値 (MRL) 案 (ステップ 7) 及び原案 (ステップ 4)
7	食品及び飼料のコーデックス分類 (CXM 4/1989) の改訂
7(a)	オクラの残留基準値の設定
7(b)	クラス B - 動物由来の一次食品 (ステップ 4)
7(c)	クラス E - 動物由来の加工食品 (ステップ 4)
7(d)	CCPR とコーデックス食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) の共同作業 <u>CCPR と CCRVDF における作業の調整</u> クラス B - 動物由来の一次食品 CCPR と CCRVDF の間での哺乳類肉の最大基準値の調和：可食臓器及びその他可食動物組織に対する調和された定義

8	CCPR と CCRVDF における作業の調整 動物用医薬品と農薬両方で使用される物質に関する CCPR, CCRVDF 合同ワーキンググループ - 作業の状況
9	健康への悪影響への懸念が低く、コーデックス MRL (CXL) の設定を免除し得る物質に関するガイドライン案 (ステップ 7)
10	新規化合物の並行レビューにおける JMPR の参加 並行レビュープロセスの国際プロジェクトマネージャー選択のための規 準
11	定期的再評価時に健康への懸念が出されておらず、データ提出等のサポー トがされていない化合物の管理
12	各国の農薬登録の情報
13	JMPR による評価／再評価のためのコーデックススケジュールと優先度リ ストの策定 (ステップ 4)
14	「残留農薬の同定、確認及び定量のための質量分析計 (MS) の使用に関す るガイドライン」(CXG 56-2005)及び「食品及び飼料中の残留農薬の分析法 に関する性能規準のガイドライン」(CXG 90-2017)における質量分析計に 関する規定のレビューに関する討議文書
15	長期保存における複数の農薬を含んだ認証標準物質 (CRM) の純度と安定性 のモニタリングに関する討議文書
16	農業において環境阻害剤 (environmental inhibitors) を使用することに 関係する貿易への影響の緩和
17	グループ 14 (各種果物-皮は非食用) の修正
18	評価の未処理案件を解決し、CXL 設定の将来の要求に合わせるための JMPR と CCPR の手続き強化
19	その他の事項及び今後の作業
20	次回会合の日程及び開催地
21	報告書の採択

日時: (本会合) 2022 年 7 月 4 日 (月) ~ 7 月 8 日 (金)、(報告書採択) 7 月 13 日 (水)
場所: バーチャル会合形式 (Zoom) にて開催 (議長国: 中国)

出席者: 農林水産省消費・安全局食品安全政策課食品安全危機管理官	小林 秀誉
農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐	岩田 啓
農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課専門官	林 美紀子
厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課課長補佐	富田耕太郎
国立医薬品食品衛生研究所安全情報部第一室長	渡邊 敬浩
国立医薬品食品衛生研究所食品部第五室長	中村 公亮
内閣府食品安全委員会事務局評価第一課評価専門職	高橋めぐみ

議題 1 議題の採択

エクアドルより、仮議題 17 とされていた皮が非食用である各種果物の分析部位に関する議題を議場配付文書 (CRD 5) に従い議題 7c の直後に議論する提案が出され、了承された。また、オーストラリアより、油糧種子の農薬最大残留基準値 (MRL) 適用部位の見直しに関する議題 (CRD 11) を議論する提案が出され、了承された。以上の変更の上、仮議題が採択された。

議題 2 報告者の選任

Julian Cudmore 氏 (英国) と David Lunn 氏 (NZ) が報告者として選任された。

議題 3 コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

2021 年に開催された第 44 回コーデックス総会 (CAC44) 等における決定事項等について紹介があった。オブザーバーのクロップライフインターナショナル (CLI) より、コーデックス MRL (CXL) のオンラインデータベースが適切に更新されていないので適宜適切に更新するよう、要望があった。

議題 4 (a) FAO/WHO からの関心事項

FAO より、第一回国際植物防疫デー (International Day of Plant Health) の紹介、WHO より食品安全のための国際戦略 (Global Strategy for Food Safety) 2020-2030 及び食品由来疾患の負荷推定について紹介された。

議題 4 (b) その他国際機関からの関心事項

コーデックス残留農薬部会 (CCPR) における MRL 設定に貢献する国際機関 (FAO/IAEA 合同食品・農業核技術センター) の活動についての報告がなされた。

議題 5 (a) 2021 年 FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議 (JMPR) における一般的検討事項の報告

2021年に開催されたJMPRのレポートがJMPR事務局より紹介された。

国際短期推定摂取量（IESTI）の計算式については、WHOのJMPR事務局から、2019年の検討において十分に消費者を保護できることが示されており、専門家による作業部会（WG）の設置は決まっていないことが説明された。これに対しEUは、IESTI式について欧州食品安全機関（EFSA）で検討を進めていること、最新の科学的根拠に基づきレビューすべきことなどを主張した。JMPRの限られたリソースの浪費への懸念を示す国もあった。2021年のJMPRからの回答に基づき、CCPRは本件に関する議論を継続しないこととした。

CCPR52で提示された、マスタートグリーン中の残留値をハーブに外挿することについてJMPRから懸念が示されている件については、食品群へのMRLの外挿のための代表作物の選定に関する原則及びガイダンス（CXG 84）の原則に合致しており、代表作物選定に関するフレキシビリティからみて適切であると結論した。オクラについては議題7cで議論することとなった。

議題5 (b) CCPRで生じた特定の懸案に対する2021年JMPRの回答

個別の農薬については、議題6で議論することが確認された。

議題6 食品又は飼料中の農薬最大残留基準値（MRL）案（ステップ7）及び原案（ステップ4）

過去の部会でステップを留められた MRL 案及び原案、並びに 2021 年 JMPR により新たに勧告された MRL 原案（CX/PR 22/53/5）について、ステップ7又はステップ4で検討された。なお、わら（straw, hay）については、前回 CCPR の議論を受けて、それぞれについて分類可能なものは分類するなど、見直ししている。また、かんきつ油について新たな食品分類コードを付与する必要があることが示された。

いくつかの農薬について、JMPRにおける評価の状況の説明があった。また、提案されたほとんどの MRL 案に合意がなされ、ステップ 5/8 で総会に諮ることとなった。また、JMPR から取り下げの提案があった CXL については、4 年ルールで維持するものを除き、取り下げを CAC に提案することとなった。なお、EU 及びスイスが留保した MRL 案及び原案は、CRD 13 に記載されている。

特段の議論があった MRL 案及び原案、既存の CXL は以下のとおり。

一般論

EU 及びスイスより、それらの国において CXL 案より低い MRL が設定されていたり、評価を実施中であったりする場合に留保を行う旨の発言があった（例年と同じ）。

シンガポールより、CXL を輸出入に利用しているが、採択後にコーデックスウェブページのデータベースがなかなか更新されず、更新スケジュールを教えて欲しい旨発言があり、コーデックス事務局は、通常、総会における採択の 1～2 か月後にデータベースを更新しているが、ここ 2、3 年はパンデミックの影響により遅れている旨、また、できるだけ早く更新を進めていきたい旨発言があった。

オブザーバーのナショナルヘルスフェデレーション（NHF）より、glyphosate は薬剤耐性発現に寄与するので使用をやめるべきとの発言があった（今回の検討対象農薬ではないため、レポートには記載せず）。

Chlorpyrifos (17)、Chlorpyrifos-methyl (90)

(1 日目の議論)

2019 年の JMPR において、EFSA からの新しいデータに基づき検討することになっていた

もの。JMPR 事務局からは、Chlorpyrifos を持つ 3 社とコンタクトし、①現在の基準値設定の基となったデータを提出した会社は、今回サポートを取り下げたこと、②第2の会社は、コンソーシアムを形成してデータ取得を目指す意向を示していたが、結局、サポートを取り下げたこと、③第3の会社（ジェネリック農薬メーカー）は、サポートの意志を表明したが、持っているデータが毒性評価に不十分であることが示された。CLI からは、現在の CXL 設定の元となった会社はコンソーシアムにも入っておらず、したがって、前回評価に用いたデータは評価に用いることができないことが確認された。

そのため、通常の CCPR のルール（CXL を 4 年間維持し、サポートする会社があるかどうかを待つ）とするか、既にサポートする会社がなさそうなのでただちに CXL を削除するかが議論された。

EU は、EFSA が明確な評価を提示しており、直ちに CXL を取り下げるべきと提案、スイス、英国及びオブザーバーが支持した。FAO の JMPR 事務局からは、メーカーとコンタクトした上でデータが提出されない状況も踏まえ、使用する国がなければただちに CXL を取り下げてよいのではないかと発言があった。

また、Chlorpyrifos-methyl については、前回 CCPR において、化学的類似性から Chlorpyrifos と同時評価することとなっていたが、使用方法の違い（Chlorpyrifos：散布、Chlorpyrifos-methyl：種子処理）、毒性の違いがあり、また、Chlorpyrifos-methyl については、サポートする会社があるかどうかの確認がとれていないことから、同時に評価を行わないこととなった。

結論として、Chlorpyrifos のすべての CXL を取り下げることに、及び Chlorpyrifos-methyl について 2024 年に再評価することが合意された。

（3 日目の議論）

AgroCare から、Chlorpyrifos は中国において 5 万トン以上使用されており、重要な農薬であるため、再評価のためのデータを提出したい旨の発言があった。

EU 及びスイスは、既に一度結論が出ている案件であり、再度検討すべきではないと発言した。我が国は、結論を出した時点ではデータをサポートするメーカーがなかったが、状況が変わったのだから再度検討すべきと発言し、米国、シンガポール、ウガンダから支持を得た。WHO JMPR 事務局からは、要求されているデータが複雑な毒性に関するデータセットであること、今までもデータを提出するといっていたメーカーがあったにもかかわらず、この 3 年の間に結局諦めたため、本当にデータが提出されるかどうかについて疑問が呈された。それに対し、AgroCare は、フルパッケージの毒性データを提供すると発言した。

コーデックス事務局より、妥協案として、今回の部会で CXL を取り下げるが、一方で 2024 年に再評価を行うことを提案し、多くの国が賛成した。CXL が一旦取り下げられ、またすぐに設定されると、輸出入において混乱を生じないかとの我が国からの疑問に対し、コーデックス事務局は、CXL を取り下げることは農薬の使用を禁止することではなく、再評価を待っている状況であることを明確にレポートに記載すると発言した。

なお、議題 13 において、JMPR 事務局より、Chlorpyrifos の再評価の時期については、現時点ではスケジュールされていない旨、発言があった（議題 13 参照）。

Benomyl (69)、Carbendazim (72)、Thiophanate methyl (77)

EU から Benomyl (69) に対してコンサーンフォームが提出されており、共通代謝物が存在するため本農薬についても検討が必要であり、2023 年に評価することとされた。

Metalaxyl (138) 及び Metalaxyl-M (212)

これらは光学異性体であり、Metalaxylはラセミ体(R:S=1:1)なのに対し、Metalaxyl-Mはほぼ全量がR体である。これらはモニタリングで区別がつかないことを踏まえ、Metalaxyl-MについてJMPR(2004)で評価されたが、基準値の設定にはMetalaxylの再評価を待つこととしてきたところ、2021年のJMPRにおいてMetalaxylの再評価が完了したため、これら両方の農薬についての基準値が勧告された。なお、データベース上は、両方の化合物のすべてのCXLはMetalaxylの項に記載し、Metalaxyl-Mには、CXLはMetalaxylの項にある旨を記載することとなった。

JMPRから取り下げを勧告されていたCXLのうち、アボカド、カカオ豆、かんきつ類、きゅうり、ガーキン(ピクルスなどに使う小さいきゅうり)、ホップ、ペッパー類(ピーマンなど)、チリペッパー、夏かぼちゃ(ズッキーニなど)、てんさい、すいか、冬かぼちゃについては、メーカーからデータ提出の意向が示されたため、4年間CXLを維持することとなった。また、朝鮮人参(加工品)及びパイナップルについては、データが提出されているにもかかわらずMRL提案がないと主張する国があり、FAOのJMPR事務局が確認することとなった。

Terbufos (167)

EUからコンサーンフォームが提出され、次のJMPR(2022年9月)で検討することとなった。

Bifenthrin (178)

ヘッドレタスについては、農薬の異なる使用方法(Alternative GAP)が存在するため、それに基づく新たなデータを提出する意向が示された。

Fenpyroximate (193)

新たな許容一日摂取量と急性参照用量が設定された結果として、いくつかの農産品に関して健康影響への懸念が生じたため、MRL原案及び既存のCXLの設定について議論された。ステップ

動物性脂肪について、JMPRは0.2 mg/kgというMRLを提案しているところ、EUからは、データを見る限りより低いMRL(0.15 mg/kg)が可能なのではないか、との提案があり、FAOのJMPR事務局は、残留推定値が0.13 mg/kgで0.15 mg/kgでは近すぎるので0.2 mg/kgとした旨、説明した。複数の品目(りんご、乾燥りんご、さや付き豆類、きゅうり、ナス類、メロン、なし、サマースカッシュ、トマト類)についてCXLを4年間維持すること、石果類からプラムを除くことについて合意した。また、アプリコット、ブッシュベリー、果菜類、マンダリン類、オレンジ等、複数の品目のMRL案を取り下げることに合意した。

Fipronil (202)

長期毒性が特定されたことを受け、メーカーより追加データを提出する旨の発言があり、すべてのCXLを4年間維持するとともに、勧告されたすべてのMRL案をステップ4に留め置くこととなった。

Methoxyfenozine (209)、Sulfoxaflor (252)

EUより、花粉媒介者への影響から、EUにおいては温室内の使用に限定している旨、情報提供があった。

Trifloxystrobin (213)

かんきつ類について、メーカーからデータ提出の意向が示され、CXLを4年間維持することとなった。

Quinoxifen (222)

EUより、新たに提案されたおうとうのMRLについて、環境影響の懸念から留保するとともに、ステップ 5/8でなくステップ 5で採択するよう、提案があった。米国及び複数のオブザーバーからは、環境影響はCCPRにおけるMRL設定における検討事項ではなく、検討するなら別の会議等で行うべきとの意見がだされた。それに対し、EU及びNHFは、環境影響はCodexにおいて検討されてきた部分ではないものの、今後はこういった面についても検討すべきこと、また、環境への影響は回りまわって人の健康に繋がるものだからコーデックスの業務の範囲であることなどの主張がなされた。

結局、環境影響について検討する必要があるかどうかについては結論は出されなかったものの、現時点においてCCPRの業務の範囲外であること、この点について検討するにしても方法論がなく、JMPRとしてただちに評価が行える状況にないことも踏まえ、本MRL案をステップ 5/8で採択することとなった（EU、スイスは留保）。

Clothianidin (238)、Thiamethoxam (245)

EUより、花粉媒介者への影響から留保する旨の発言があり、また、ステップ5での採択を支持した。Quinoxifenと同様の議論により、ステップ 5/8で採択することとなった。

議題 7 食品及び飼料のコーデックス分類（CXA 4/1989）の改訂

「食品及び飼料のコーデックス分類」は、国際貿易される食品や飼料に関する農薬のMRLを統一的かつ正確に記述するために、コーデックス委員会がそれらの食品や飼料を分類したものである。個々の食品や飼料は、その形状や植物学的な特徴等に基づいて、どのくらい農薬が残留するかを考慮して分類されており、主としてグループごとに、MRLが適用される食品や飼料の部位、すなわちMRLに適合しているかどうかを判断するために分析する部位も定義されている。

この分類について、近年の国際貿易の実態を踏まえ、2006年から改訂作業が進められている。具体的には、各グループにおける新たなサブグループの設置や新規食品の追加のほか、MRLが適用される食品の部位（分析部位）の定義の確認等が行われている。

今次部会では、以下について、前回の第51回部会以降、電子作業部会（EWG）（議長国：米国、共同議長国：オランダ）における検討結果及び回付文書に応じて提出された意見を反映した改訂案が提示され、議論された。

議題 7 (a) オクラの残留基準値の設定

オクラのMRL設定について、3つの案（①現在のサブグループ12Bに「チリペッパーのデータだけがCXL設定に使用可能」と脚注を付ける、②オクラだけが含まれる新しいサブグループ12Dを作り、代表作物をチリペッパーとする、③オクラだけが含まれる新しいサブグループ12Dを作り、代表作物をオクラとする）がEWGから提示されたが、プレミーティング(6月27日)においてもいずれにするか、結論が出なかった。

結論として、これらの案と、その元となったデータ、各国からのコメントをJMPRに送付し、検討してもらうこととなった。また、モニタリングデータなどがあれば提出するよう、求められた。

FAO JMPR事務局からは、JMPRは既に2019年にオクラについて検討しており、他の作物からの外挿については賛成だが代表作物としてトマトやペッパー(ピーマンなど)は不適切との結論に至っていることを確認した。また、その際、インドのデータは提出が遅く、検討に用いることができなかったことを踏まえ、今年9月に開催されるJMPRでの検討に用いるデータを提出する場合、できるだけ早く事務局にデータを出すべきとの注意喚起を行った。

議題7(b) クラスB - 動物由来の一次食品(ステップ4)

議題7(c) クラスE - 動物由来の加工食品(ステップ4)

これら2つの議題は一緒に検討された。

今回の部会においては、区分の大枠のみについての意見聴取がなされた。我が国からは、グループ44(水生哺乳類)の説明文の修正提案を行った(CRD 20)が、議長より、EWGでさらに検討するのでその際に提案すべきことが示された(今後、EWGにおける対応が必要)。なお、NHFからは、クジラやイルカを食用にすべきではないのでこのグループが存在することについての懸念が示された。

結論として、ステップ2/3に戻し、EWG(議長:米国、共同議長:オランダ)が再設置され、①グループB, Eについてのさらなる検討、②果物の分析部位(グループ006, エクアドル提案)及び油糧種子(グループ023, オーストラリア提案)についての検討、③MRLの適用と分析部位に関するガイドライン(CXG 41)について、廃止を前提として現在の案と比較し、必要な情報があれば作業中の案に追加する作業を行うこととなった。

議題7(d) CCPR とコーデックス食品残留動物用医薬品部会(CCRVDF)の共同作業(CCPR と CCRVDF の間での哺乳類肉の最大基準値の調和:可食臓器及びその他可食動物組織に対する調和された定義)

CCPRとCCRVDFで、内臓部位などの表現の仕方が異なりMRL設定などで混乱が生じ得ることから、その調和について検討しているもの。

可食臓器の定義案は、CCRVDFで合意されたものであり、CCPRにおいても特段の意見なく、合意された。

脂肪(fat)、肉(meat)、筋肉(muscle)について、CCRVDFではmuscle、CCPRではmeatを使っており、それぞれが独立に評価を行ってきたことから、農薬、動物用医薬品で同じ有効成分が使用されている時に別々のMRLが設定されることがあり、貿易上の問題となり得る状況があった。そのため、JECFAとJMPRが合同でWGを設置し、調和された定義案を提案した(個々の用語の定義は、それぞれで使用していたものと同じ)。当面は、それぞれの部会でmeatとmuscleを利用していくが、将来は、再評価の中で農薬についてもmuscleにMRLを設定していくこととされた。これらの用語の定義についても、特段の意見なく、合意され、総会に諮ることとなった。

議題8 CCPR と CCRVDF における作業の調整(動物用医薬品と農薬両方で使用される物質に関する CCPR、CCRVDF 合同ワーキンググループ - 作業の状況)

動物用医薬品と農薬両方で使用される物質に関する調和のとれたMRL設定について、2021年に開催されたコーデックス執行委員会(CCEXEC)第81回会合及びCAC44において、CCRVDFとCCPRで合同EWGを結成して検討すべきとの勧告にもとづき、議論が行われた。

合同EWG議長の米国より、そういった物質のMRL設定に関連する手続き及び技術的課題に関するEWG及びプレミーティング(6月27日)における検討状況について説明があり、さら

に検討を継続するためにEWGを再度結成したい旨、提案があった。部会は、この提案に賛成し、検討を継続していくこととなった。

議題 9 健康への悪影響への懸念が低く、コーデックス MRL (CXL) の設定を免除し得る物質に関するガイドライン案 (ステップ 7)

EWG議長のチリより、EWG及びプレミーティング (6月28日) の議論の結果について説明があり、十分な検討がなされたことからステップ 8に進める提案があった。

我が国から、定義のセクションには他のコーデックス文書やJMPR文書などに既に定義されている用語が含まれており、本文書でも改めて定義することは、同一用語の定義の齟齬が生じるおそれがあるので避けるべきであると説明し、コーデックス文書では一般に定義の重複は行わないことを提案した。これに対し、チリからは、本文書に含まれる定義については、他のコーデックス文書と注意深く整合を図っていること、文書を読む上で定義を記載した方が文書使用者にとって便利であるため本文書にも記載した旨の説明があった。また、コーデックス事務局からは、一般論として定義の重複は行わないが、厳密なルールではなく、必要があれば行っても問題がないこと、ここに記載された定義は将来変更される可能性は低いため他の定義との不一致が発生しづらく、もしそのような状況が発生するならばコーデックス事務局の責任で修正する旨の発言があった。多くの国が定義を本文書にも記載することに賛成したことから、定義を維持することとなった。

一方、JMPR事務局からは、本文書に含まれる定義の中には、FAOの定義と異なる用語もあり、この点についてEWGで整合を取るべきではないか、と提案があった。コーデックス事務局からは、既にステップ 7であり、EWGにおける作業を行う余地がないこと、定義の問題であり文書の内容に変更はないので、13日のレポート採択までに定義を修正して提示した上で採択してはどうか、との提案があった。

チリ、JMPR事務局等が定義について再度確認し、必要に応じて修正したものが5日目 (7月8日) に提示され、CCPRとしてステップ 8で採択することに合意した。

なお、討議文書に含まれている「免除し得る物質」のリストについては、あくまで例示であり網羅的なものでないことが確認され、また、本作業開始時点で決定したとおり、採択される文書には含まれないことが確認された。

議題 10 新規化合物の並行レビューにおける JMPR の参加

EWG議長のカナダから文書の説明があった。

NHFより、誰がプロジェクトマネージャーを選ぶのか、プロジェクトマネージャーの任期、及びプロジェクトマネージャーが無給であるために利益相反 (Conflict of interest) の懸念が生じるのではないかと、との質問があった。これに対し、カナダからは、任期は少なくともJMPR会合2回 (2年) であること、プロジェクトマネージャーとしては各国の農薬登録部門の職員を想定しており、JMPRにおいてもボランティアで評価を行っていて問題が生じていないことが説明された。

これ以上議論はなく、提案された文書は合意され、今後、優先度リストのEWGにおいて並行レビューを行うパイロットプロジェクトで用いる農薬を検討することとなった。

議題 11 定期的再評価時に健康への懸念が出されておらず、データ提出等のサポートがされていない化合物の管理

EWG議長のチリが、EWG及びプレミーティング (6月28日) の結果 (CRD 9) を説明し、農薬

メーカーがサポートしない農薬についても、現行のコーデックス手続きマニュアルの記載のとおり進めること、及び、そのためにデータ提出に向けての支援の手続きについてEWGにおいて検討した大枠について説明があり、さらに作業を進めるためEWGの再結成が提案された。

タイからは、提案に反対するわけではないが、こういった状況の農薬のCXLを何年維持するのが重要との意見があった。EUからは、EWG提案を歓迎するとともに、現状のJMPRのバックログにより評価が進まないことに対する懸念が示された。

結論として、CCPRは本作業を支持し、さらなる検討のため、EWGを再結成（議長：チリ、共同議長：オーストラリア、インド、ケニア）することに合意した。

議題 12 各国の農薬登録の情報

EWG議長のドイツより、近日中にコーデックスで再評価を行う農薬についての各国における登録情報のまとめの説明が行われた。部会は、本作業を継続するためにEWG（議長：ドイツ、共同議長：オーストラリア）を再結成すること、他のEWG（特に「定期的再評価時に、健康への懸念が出されておらず、データ提出等のサポートがされていない化合物の管理」及び「JMPRによる評価／再評価のためのコーデックススケジュールと優先度リストの策定」）との連携を図っていくべきことが合意された。

議題 13 JMPR による評価／再評価のためのコーデックススケジュールと優先度リストの策定（ステップ4）

EWG議長のオーストラリアより、優先度リスト(CRD 2) に基づき、2023年のJMPRでは、新規化合物6、新規の使用方法（適用拡大）15（うち14についてはどこかの国での登録が確認）、再評価6がスケジュールされている旨、説明があった。

EU等からは、JMPRのバックログ（CCPRにおいて評価年が決まっていたにもかかわらず、JMPRがその年に評価できなかった農薬）が大きくなっていることを踏まえ、JMPRがどの程度評価可能なのかを質問した。これに対し、JMPR事務局は、Covid-19の影響によりオンライン会合を行ったがバックログが思うように解消できなかったが、今年9月のJMPRでは限られたキャパシティの中ではあるが新規化合物9、再評価6、新しい使用方法（適用拡大）32を評価する予定となっており、CCPRが優先度リストを作ることに反対はしないがバックログを解消するために時間が必要である旨の説明を行った。

EU、ドイツ及びスイスからは、再評価が15年ごとといっても実際にはその通りに進んでおらず、明確なルールやスケジュールが必要であり、安全でないCXLを適切に削除していくべきとの発言があった。スイスは、そのために再評価により優先度を置くべきと主張した。

EUから、①Chlorpyrifos、Chlorpyrifos-methylについていつ評価されるのか、②Parathion methylについてどこかのメーカーがサポートしているのかについて、質問があった。これに対し、①Chlorpyrifos、Chlorpyrifos-methylは本部会で再評価が決定したものであり現時点ではスケジュールされていないこと、②Parathion methylをサポートするメーカーは現時点ではないとの回答があった。

タイから、Metalaxylのパイナップルに対する作物残留試験の評価についてCRD21により意見が出された。これに対し、優先度リストとは別にJMPRで確認するとの回答があった。

結論として、本部会に提案された優先度リストは承認され、採択のため総会に送られることとなった。また、来年のCCPRに向けた優先度リスト作成のため、EWG（議長：オーストラリア）が再結成されることとなった。さらに、並行レビュー（議題10）の候補化合物

をEWGで検討することとなった。

議題 14 「残留農薬の同定、確認及び定量のための質量分析計 (MS) の使用に関するガイドライン」 (CXG 56-2005) 及び「食品及び飼料中の残留農薬の分析法に関する性能規準のガイドライン」 (CXG 90-2017) における質量分析計に関する規定のレビューに関する討議文書

EWG議長のイランより、EWGでの検討の結果、CXG 56はもはや不要なため廃止するとの提案を行った。

多くの国は、CXG 56の廃止を支持した。いくつかの国は、CXG 56の廃止を支持しつつ、いくつかの部分についてはCXG 90に追加すべきではないかとの意見であったが、これに対し、イランより、CXG 56は既に技術的に古く今では使われなくなったような情報が多いこと、CXG 90は質量分析に関して重要な部分をカバーしており、重複を避けるためにCXG 56を廃止すべきこと、もしCXG 56からの移行を含め、新しい技術に関する情報を追加するべきという意見があれば将来新規作業として行うことができることを説明した。

結論として、部会はCXG 56の廃止をCACに提案することに合意した。

議題 15 長期保存における複数の農薬を含んだ認証標準物質 (CRM) の純度と安定性のモニタリングに関する討議文書

2019年のCCPRにおいて、CRMが分析の適切性を判断する様々な目的で使用されている一方、有効期限が切れたCRMは使用することができず、新たにCRMを入手するのが困難(コストが高く、場合によっては入手自体ができない)なため、アルゼンチンとインドが期限切れのCRMの使用に関する討議文書を作成した。本作業の継続と、そのためのEWGの設置が合意され、必要性、実行可能性及び適切性を検討するための討議文書のさらなる作成のため、(a)延長された保管期間におけるCRMや複数の農薬を含む試薬溶液の純度や安定性のモニタリングに関する調和されたガイドライン及び分析の手続きの作成、(b)認証された分析について、使用期限を越えてCRMや試薬溶液を使用する際の調和された規準の作成を行い、その結果を本会合で議論することとなった。

EWG議長のインドは、CRMの使用はISO/IEC17025で求められているが、入手が困難であることから、使用期限が切れても使用可能であることとすることで、分析を行なえるようにしたいと主張した。

我が国から、CRMは残留農薬の分析だけでなく他の分野でも分析の信頼性確保のために使用されるものであり、コーデックス全体として一貫した扱いをすべきであるから、最終採択より前にコーデックス分析・サンプリング法部会でも検討すべきこと、CRMは使用期限などの条件の下で分析値が認証されているものであり、これが守られなければもはや分析値が認証されているとはいえないことを発言した(中国、エジプト、シンガポールが支持)。また、エジプトは、使用期限が切れたCRMはトレーサビリティが切れており、既に認証されていないと発言した。シンガポールは、CRMでなくRMにスコープを変更することを提案した。

しかし、多くの国は、CRMの入手が困難であり、一度購入したCRMが使用期限後も使用できるよう、本ガイドラインの作成に賛成の意思を示した。また、RMでなくCRMであるべき、との意見であった。

FAO JMPR事務局からは、他の国際的なガイドラインとの調和は重要であること、分析を行う上で重要な問題であること、したがってガイダンスの作成においては科学的根拠に基づき注意深く行うべきと発言した。

結局、結論は出ず、スコープについてさらなる議論を日本、シンガポール、エジプト、中国等を含むEWGで行い、次回のCCPRで再度議論することとなった。

議題 16 農業において環境阻害剤 (environmental inhibitors) を使用することに関係する貿易への影響の緩和

環境阻害物質（作物、土地、飼料、家畜等に使用し、地球温暖化ガスの排出を抑えたり、水系への窒素化合物の排出を抑えたりする物質）の使用が今後増加することが予想されるが、これらが不適切に評価、管理されれば、国際貿易、人の健康や動物福祉に悪影響を及ぼす可能性がある。これらの物質（家畜に直接使用するものを除く）は毒性評価などの点で農薬と類似しており、コーデックス委員会がイニシアティブをとって作業を進めていく上で、CCPRが作業すべき、と提案についてニュージーランドから説明があった。

意図的な使用であるからCCPRで扱えるのではないか、農薬と類似していればCCPRで扱えるかも知れないが動物に使用するものであればCCRVDFがより適切ではないか、そもそも環境阻害剤の定義が明確でなく効果についてもさらなる研究が必要、等さまざまな意見が出された。

結論としては、基本的に現存するコーデックスの部会のどこかで検討するのが適切であること、環境阻害剤は様々なものがあり、個々の物質についてケースバイケースで適切な部会を選定すべきであり農薬に類似するのならCCPRで扱うことも可能であることに合意した。多目的用途の場合は、CCPR/CCRVDF合同EWGにおいてハーモナイズされたMRLの設定について議論を続けることとなった。また、本結論はCCPRの意見としてCCEXEC及びCACに送付することとなった。

議題 17 グループ 14（各種果物-皮は非食用）の修正

（議題 1 で決定したとおり、議題7cで検討）

議題 18 評価の未処理案件を解決し、CXL 設定の将来の要求に合わせるための JMPR と CCPR の手続き強化

文書を作成したCLIから提案の説明があった。

米国より、JMPRのバックログに関する懸念には同意するが、一方でJMPRが現在バックログ解消のために努力していること、JMPRの専門家のリソースに限りがあることを踏まえ、まずメンバーやオブザーバーにCCPRやJMPRの能力向上のための案を聞くとともにワークショップを開催し、収集した意見に基づき、次回のCCPR及びJMPRでの議論のための文書を作成するEWGを設置することが提案された。

EUなども、さらなる議論が必要であり米国案に賛成する意思が示された。結論として、上記EWG（議長：米国、共同議長：ドイツ、コスタリカ、フランス、ウガンダ）において検討を行うこととなった。

また、米国から、JMPRがバックログを解消するために今後のワークプランを作成すべきとの意見が出されたが、これに対しJMPR事務局（FAO, WHO）からは、評価は基本的に優先度リストに従って行うが3年分しか存在しないこと、予見が困難な状況が発生し得ることから、ワークプランの作成は困難であることが示された。JMPR事務局の意見をレポートに記載するとともに、来年の検討に持ち越しとなった。

議題 19 その他の事項及び今後の作業

NHFより、ウクライナに関する番号のないCRDのステータスについての質問があり、事務局より、これらのCRDはCCPRに限らず他の部会にも提出されていること、FAOの法務部門で確認した上でwebページに掲載していること、レポートには掲載しないことが説明された。

議題 20 次回会合の日程及び開催地

第54回CCPRは、2023年に中国で開催を予定しているが、最終的にはホスト国とコーデックス事務局の協議により決定する旨、報告があった。

コーデックス残留農薬部会(CCPR)の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
農薬最大残留基準値(MRL)原案及び改訂原案	5/8	● 第 83 回執行委員会 ● 第 45 回総会
廃止が提案されたCXL	—	● 第 83 回執行委員会 ● 第 45 回総会
JMPRのさらなる評価を待つためCCPRで保持されているMRL案	4 7	● JMPR (2022 またはそれ以降) ● 第 54 回(またはそれ以降)の CCPR
MRL(原)案及び改訂(原)案(取り下げ)	4 7	● 第 83 回執行委員会 ● 第 45 回総会
食品及び飼料のコーデックス分類の改訂(CXA 4-1989) ● クラス D - 植物由来の加工食品。かんきつ油(食用)、かんきつ果実(乾燥)、大豆粉の追加 ● 動物用医薬品と農薬両方で使用される物質に関する CCPR, CCRVDF の共同作業。哺乳類肉の最大基準値の調和：可食臓器及びその他可食動物組織に対する調和された定義	—	● 第 83 回執行委員会 ● 第 45 回総会
食品及び飼料のコーデックス分類の改訂(CXA 4-1989) オクラの残留基準値の設定	—	● JMPR 事務局 ● 第 54 回 CCPR
食品及び飼料のコーデックス分類の改訂(CXA 4-1989) ● クラス B - 動物由来の一次食品及び代表作物の表 ● クラス E - 動物由来の加工食品及び代表作物の表	2/3	● 電子作業部会(議長国:米国、共同議長国:オランダ) ● 第 54 回 CCPR
食品及び飼料のコーデックス分類の改訂(CXA 4-1989) ● 最大基準値適用及び分析部位の変更(各種果物皮は非食用及び油糧作物) ● 最大基準値適用及び分析部位のガイドライン(CXG 46-1993)のレビュー	—	● 電子作業部会(議長国:米国、共同議長国:オランダ) ● 第 54 回 CCPR

動物用医薬品と農薬両方で使用される物質に関するCCPR, CCRVDFの共同作業の調整。両方で使用される化合物に対する調和された単一の基準値の設定		● CCPR/CCRVDF 合同電子作業部会(議長国:米国) ● 第 26 回 CCRVDF ● 第 54 回 CCPR
健康への悪影響への懸念が低く、コーデックスMRLの設定を免除し得る物質に関するガイドライン	8	● 第 83 回執行委員会 ● 第 45 回総会
新規化合物の並行レビューにおけるJMPRの参加 ● 原則と手続き ● 並行レビューにおける国際プロジェクトマネージャー選定のための規準	—	● 第 83 回執行委員会 ● 第 45 回総会
定期的再評価時に健康への懸念が出されておらず、データ提出等のサポートがされていない化合物の管理	—	● 電子作業部会(議長国:チリ、共同議長国:豪州、インド、ケニア) ● 第 54 回 CCPR
各国の農薬登録の情報	—	● 電子作業部会(議長国:ドイツ、共同議長国:豪州) ● 第54回CCPR
JMPRに評価を依頼する農薬のコーデックススケジュール及び優先度リスト	—	● 電子作業部会(議長国:豪州) ● 第54回CCPR
残留農薬の同定、確認及び定量のための質量分析計(MS)の使用に関するガイドライン(CXG 56-2005)の廃止	—	● 第 83 回執行委員会 ● 第 45 回総会
長期保存における複数の農薬を含んだ認証標準物質(CRM)の純度と安定性のモニタリング	—	● 電子作業部会(議長国:インド、共同議長国:アルゼンチン、イラン) ● 第 54 回 CCPR

農業において環境阻害剤を使用することに関する貿易への影響の緩和	—	● 第 83 回執行委員会 ● 第 45 回総会
評価の未処理案件を解決し、MRL設定の将来の要求に合わせるためのJMPRとCCPRの手続き強化	—	● 電子作業部会(議長国:米国、共同議長国:コスタリカ、フランス、ドイツ、ウガンダ) ● 第 54 回 CCPR